

公益財団法人岡山県育英会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡山県育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、岡山県内に居住する世帯の子弟のうち、心身健全、学力優秀又は勉学への意欲がある学生生徒で経済的理由により修学困難なものに対し、奨学上必要な業務を行い、もって将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学資の貸与

(2) 学生寮の維持経営

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、岡山県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び特定資産並びに運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人が公益財団法人への移行を登記した日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産で、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産

(2) 基本財産として寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

5 特定資産のうち特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決について特別の利害関係を有する理事を除く3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上の議決を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁へ提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会において議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第10条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員8名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会~~の~~招集の手続を執らなければならない。

(招集の通知)

第21条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選によって選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上13名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、

遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長、副会長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限に関する規程による。

5 会長、副会長及び常務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その他、監事に認められた法令上の権限を行使し義務を履行しなければならない。

（役員の任期）

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、その選任時に在任する理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

（顧問）

第35条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

（1）会長の相談に応じること

（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(責任の免除)

第36条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が会長に招集の請求をしたとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長又は前項の副会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知を発しなければならない。

(招集手続)

第41条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く4分の3以上の議決を経て変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（法令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上 稔朗	山野 通彦	小見山 晃	原田 一成
岡野 貴司	丸山 正人	矢吹 悦次	三浦 一男
山崎 宗則	曾田 佳代子	中井 智子	

4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

宮野 正司	竹井 千庫	重森 計己	久芳 全晴
西岡 憲康	泉 史博	岡崎 彬	廣本 勝裕
片山 浩子	柏原 洋子	福武 孝之	

5 この法人の最初の会長は宮野正司、副会長は竹井千庫及び重森計己、常務理事は久芳全晴とする。

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

橋本 豪介	山本 哲之進
-------	--------

附 則

1 この定款の変更は、令和8年3月30日開催の評議員会の決議の日から施行する。